

本庁跡地整備基本構想検討会議 参加者名簿

(敬称略)

	氏名	所属		備考
1	松岡 拓公雄	滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン学科	教授	学識経験を有する者
2	岡井 有佳	立命館大学 理工学部都市システム工学科	准教授	
3	森川 裕子	長浜市図書館協議会	副会長	関係団体の推薦を受けた者
4	漣 泰寿	長浜地区総合施設建設促進協議会	地協 副会長	
5	澤 孝彦	淡海ネットワークセンター	主任主事	
6	押谷 小助	長浜ビジネスサポート協議会	副会長	
7	岸本 一郎	公益社団法人 長浜観光協会	会長	
8	伊吹 正弘	長浜商工会議所	副会頭	
9	(辞退)	—	—	公募市民
10	寺村 京子	—	—	

本庁跡地整備基本構想検討会議開催要領

(目的)

第1条 長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針(平成26年5月策定)に基づき、長浜市役所本庁跡地等整備基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するにあたり、広く関係者や市民からの意見聴取を行うため、本庁跡地整備基本構想検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関する事項
- (2) その他基本構想の策定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会議への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 検討会議の参加者は、その互選により検討会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(開催期間)

第5条 検討会議の開催期間は、基本構想が策定されるまでの間とする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、関係各課の協力を得て総務部総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行する。